

無料低額介護老人保健施設利用事業のご案内

【 無料低額介護老人保健施設事業とは？ 】

社会福祉法第2条3項第10号の規定に基づき、経済的理由により施設入所することが困難な方々に対して、安心して良質なサービスを受けていただくために、施設利用料等を無料又は低額でご利用していただく事業です。

1. 利用料の減免を受けられることができる方は

介護老人保健施設に入所を希望している方で、生活保護法による保護を受けている方や低所得の方など経済的理由により施設利用料の支払いが困難な場合、減免を受けられます。

2. 費用の減免額について

無料又は介護老人保健施設サービス費に要した費用(食費・居住費・室料差額・日用品費等を含む)の10%以上

3. 申請に必要なもの

- ①世帯全体の収入がわかるもの
(市県民税所得課税証明書・公的年金等の源泉徴収票・給与明細など)
- ②印鑑

4. 減免を受けするためには

無料・低額介護老人保健施設利用事業を実施する介護老人保健施設によって減免基準や申請手続きが異なりますので、施設の支援相談員等にご相談の上、手続きを行って下さい。



<お問合せ先>

社会福祉法人^{恩賜}財団_{済生会}

介護老人保健施設まつら荘

〒847-0852

佐賀県唐津市元旗町816-217

(Tel) 0955-74-3138

受付時間 平日 8:30~17:15

土曜 8:30~12:30

担当者 支援相談員(小峰・進藤)